

## マスターマインド契約書

(委託者) ●●●●● (以下「甲」という) と (受託者) 宮本真愿 (以下「乙」という) は、以下の通り業務委託契約 (以下「本契約」という) を締結する。

### 第1条 (委託業務)

甲は、乙に対して、以下の業務 (以下「本件業務」という) を委託し、乙はこれを受託する。

- ①商品名「●●●」のプロモーション素材、販促用コピーライティング制作等
- ②これに付随する一切の業務

### 第2条 (報酬・支払い方法)

1. 甲は、本契約の「報酬前受金」として、三百万円を事前に支払うものとする。
2. 甲は、本契約の「成果報酬金」として、本件商品総売上 (税抜) の10%を、月末締め、翌月末払いとして乙に支払うものとする。
3. 甲から乙への支払については、乙の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。  
(振込手数料は甲負担)

### 第3条 (報告)

乙は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、その状況につき直ちに報告しなければならない。

### 第4条 (再委託禁止)

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、甲乙協議のうえ、甲が書面による再委託の許可をした場合に限り、乙は本件業務の再委託をすることができる。

### 第5条 (費用)

乙が本件業務遂行のために追加の費用を必要とする場合は、その都度、甲乙間の協議により、負担者及び支払方法を決定するものとする。

### 第6条 (契約期間)

1. 本契約の存続期間は、●●●●年●●月●●日から●●●●年●●月●●日までの満一年間とする。
2. 前項の期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を1ヵ年ずつ延長し、その後も同様とする。

### 第7条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によるその違反の是正を催告し、違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

第8条（契約の終了）

契約終了（契約の解除含む）となった場合、甲は乙が制作した全てのコンテンツ（ホームページ、LP、セールスレター、メール文章、広告素材、電子書籍などの、テキスト、画像、音声、動画など全てのコンテンツ含む）の使用を終了（差し止め）することとし、全コンテンツの掲載終了（または差し替え）が全て確認できた時点で契約終了となる。なお、契約終了までは、乙に対する報酬の支払いは継続されるものとする。

第9条（守秘義務）

甲及び乙は、相手方によって開示された、又は本契約の履行ないし本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上、その他業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上 解決するものとする。

第11条（合意管轄） 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

●●●●年●●月●●日

（甲）

（住所） ●●●●

（氏名） ●●

甲捺印

（乙）

（住所） 大阪府堺市堺区三宝町2丁131-3 SERENA303号

（氏名） 宮本真愿

乙捺印